

経 第 9 3 8 号
令和3年12月10日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る「新たなレベル分類の考え方」による
レベルの移行に係る指標の設定等について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策を行うための医療提供体制や感染状況の評価に当たっては、
これまで国が定める4段階の「ステージ分類」により行ってきたところですが、ワクチン
接種や治療薬の開発が進んできたことなどを踏まえ、国において、ステージ分類に代わる「新
たなレベル分類の考え方」に見直されました。

新たなレベルは0から4までの5段階に区分され、レベルの移行に当たっては、都道府県
が、独自に設定した指標などを用いて総合的に判断することとされました。

このことを受け、この度、別添1から3のとおり本県におけるレベルの移行に係る指標を
設定するとともに、今後の感染拡大に伴って想定される主な協力要請の内容を整理しました。

今後は、それぞれのレベルに応じた病床の確保や、県民、事業者の皆様への協力要請など、
必要な対策を講じていきます。

つきましては、当該内容について、貴団体の会員に対し、周知いただきますよう、お願い
いたします。

なお、現在のレベルと、レベルの移行の関連指標の状況は、千葉県ホームページで掲載
する予定です。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電 話 : 0 4 3 - 2 2 3 - 2 7 6 9

E-mail : keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp

レベル移行の指標について

別添 1

レベル	状況 ※ 令和3年11月8日 国の分科会資料（「新たなレベル分類の考え方」）から抜粋	フェーズ	次のレベルへの移行を決定する指標 ※ 変異株の最新の知見等により、見直すことがある。
0	新規感染者数ゼロを維持できている状態		継続的な感染者の発生
1	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	1	【レベル1→レベル2への移行】 次の指標のいずれかに該当する場合 ア いずれかの保健所管内の人口10万人当たりの新規感染者数が直近7日間の合計で15人以上である場合 イ いずれかの保健所管内の直近7日間合計の新規感染者数が7日間連続で増加した場合 ウ 予測ツールを活用し、「3週間後に必要とされる病床数」がフェーズ1の即応病床数の60%を超えることが見込まれる場合 エ 全県の検査陽性率が7日間移動平均で5%を超えた場合 オ 東京都がレベル2へ移行した場合 カ 県内（千葉市、船橋市及び柏市を含む。）の複数の保健所管内において、公衆衛生上の重要性に鑑み別に定める変異株の感染経路が定かでない感染者が発生した場合
2	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	2	【レベル2→レベル3への移行】 予測ツールを活用し、「3週間後に必要とされる病床数」がフェーズ2の即応病床数の60%を超えることが見込まれる場合
3	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況	3	【レベル3→レベル4への移行】 病床使用率がフェーズ3の確保病床数の85%を超えた場合 （ただし、85%を超えることが見込まれる場合には、国への支援の要請等の準備を早期に進める。）
4	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	+α 3	-

※ 令和3年12月9日現在、別に定める変異株は、オミクロン株とする。

感染拡大に伴って想定される主な要請内容について

※ 要請内容及び開始時期の決定に当たっては、感染状況や変異株の最新の知見等を踏まえ、1都2県と連携しながら総合的に判断。
(必ずしもレベル移行と同時に開始するものではない)

(目安) レベル	区域	要請内容				
		飲食店			イベント※ ¹	外出等
		認証店	確認店	その他		
0	その他区域	ガイドラインの遵守			収容定員まで	基本的な感染防止策の徹底
1						
2	その他区域 (感染拡大の傾向が見られる場合)	4人まで※ ³ (酒類可)	4人まで※ ³ (酒類可)	20時 4人まで (酒類可)	収容定員まで	感染リスクの高い行動の回避の強い呼びかけ
	まん延防止等重点措置区域	4人まで※ ³ (酒類可)	21時又は制限なし 4人まで※ ³ (酒類可)	20時 4人まで 酒類不可		
3	緊急事態措置区域	21時 4人まで※ ³ (酒類可)	20時又は21時 4人まで※ ³ (酒類可)		人数上限※ ² 10,000人※ ³	不要不急の都道府県間の移動を極力控える※ ³
4	より強い行動制限					

※¹ イベントの人数上限は「感染防止安全計画」を提出した場合の要請内容を記載。

※² まん延防止等重点措置区域、緊急事態措置区域では、集客施設にもイベントと同様の人数制限を要請。

※³ 事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度の登録により、飲食店、イベント、集客施設の人数制限を緩和できる。また、適用された者は都道府県間の移動自粛の対象外となる。

※⁴ まん延防止等重点措置区域の飲食店への要請内容は、措置区域の要請内容を記載。措置区域以外の区域では、その他区域（感染拡大の傾向が見られる場合）と同様の要請。

※⁵ 緊急事態措置区域においては、飲食店等でのカラオケ設備の提供を禁止。ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による緩和あり。

※⁶ 感染が拡大傾向にある場合には、感染に不安を感じる無症状者に対して、PCR等検査を受けるよう要請。

※令和3年12月3日現在

フェーズ		1	2	3
		隔離を主目的とした入院もあり	入院治療が必要な場合に原則入院	優先順位をつけた入院
入院療養	確保病床数	927	1,299	1,736 (※1、※2)
	うち重症	78	124	180
	臨時の医療施設・入院待機施設	0	約200 (※1)	約200 (※1)
宿泊療養	確保部屋数	2,000 (※2)		
国のレベル (目安)		レベル1	レベル2	レベル3

(※1) 臨時の医療施設等の約200床は、フェーズ2の1,299床には含まず、フェーズ3の1,736床には含む。

(※2) 確保病床数1,736、確保部屋数2,000については、確保に向けて取組中。